

伊勢原市
基幹系業務システム出力帳票等印刷発送業務委託
に係る情報提供依頼書

令和6年4月30日

伊勢原市企画部デジタル推進課

1 情報提供依頼の背景・目的

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）」が令和3年9月1日に施行され、地方公共団体が利用する基幹業務システムについて、国の提示する標準仕様書に基づき、各ベンダが政府共通のクラウドサービスであるガバメントクラウド等の環境に構築する「標準準拠システム」へ標準化することが義務付けられました。

さらに、令和4年10月に閣議決定された「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（以下「標準化基本方針」という。）がデジタル庁から示され、当該基幹業務システムの標準化の取組については、令和5年4月から令和8年3月までを国による「移行支援期間」と位置づけるとともに、令和7年度末までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指すことが明確化されたところです。

国から示された標準化の理念を踏まえた上で、さらなる市民サービスの利便性向上、行政運営の効率化を目指す必要があることから、伊勢原市行政情報化推進委員会においては、国の動向を踏まえ、令和5年5月に全体スケジュールを定め、市民サービスの提供を維持しつつ、令和7年12月15日までに標準化対象20業務を標準準拠システムに一括移行することを推進しております。

本件は、国が提示した標準仕様書によりレイアウト等が変更となることに併せて、市民サービスの向上を図るため市民への通知内容を見直すとともに、業務改善及びコスト削減を図るため、印刷から発送までの一連業務の委託化について検討するため、印刷及びブッキングを実施している事業者に対して情報提供依頼を実施するものです。

2 標準化に係る伊勢原市の方針

伊勢原市では、市民サービスの提供を維持しつつ、令和7年12月15日までに標準化対象業務システムを一括移行及び標準化関連業務システムの連携機能の改修をすることを目指し、伊勢原市標準準拠システム利用方針を策定し、取り組んでおります。

3 情報提供依頼内容

(1) 名称

伊勢原市基幹系業務システム出力帳票等印刷業務委託に係る情報提供依頼（以下「本RFI」とします。）

(2) 実施期間・提出期限

令和6年4月30日（火）から令和6年6月14日（金）まで

情報提供依頼受諾書	令和6年5月22日（水）17時まで
辞退届	令和6年5月29日（水）17時まで
質問票	令和6年5月29日（水）17時まで
情報提供依頼回答書	令和6年6月14日（金）17時まで

(3) 前提条件

- 本業務で委託する業務は、市が提供するデータから納品物を作成し指定の郵便局又は市役所へ納品するまでの一連の業務です。
- 契約は伊勢原市共通封筒・帳票作成、帳票作成業務（帳票デザイン作成）及び印刷発送業務（ブランク納品、印刷、封入封かん、封筒作成及び納品物運搬）に分けて契約締結することとし、伊勢原市共通封筒・帳票作成及び印刷発送業務については単価契約とします。
- 本業務で委託する業務の範囲は、様式４－２で作業区分が「一括発注」「ブランク納品」と「印刷発送」とした帳票のみです。それ以外の「個別発注」「自庁対応」は、業務委託の範囲に含みません。

本RFI	作業区分	作業内容	備考
対象	印刷発送	印刷から発送まで委託する業務	連続帳票から単票専用紙に変更になるものは、帳票の設計委託を含める印刷はオンデマンド印刷を想定
	ブランク納品	発送時に市にブランクを納品いただく帳票又は封筒	上記印刷発送における納品に併せて、ブランク帳票及び封筒の納品を想定
	一括発注	令和７年１２月に一括で納品いただく伊勢原市共通帳票及び封筒	印刷はオフセット印刷を想定
対象外	個別発注	本契約とは別に調達を行う帳票又は封筒	現時点で、業務担当部署が帳票等の調達や発送を行う想定だが、令和６年度に実施する業務フローの見直しにより変更となる可能性がある
	自庁対応	印刷から発送事務を業務担当部署が実施する	

- 全帳票について一括して単一の事業者と伊勢原市が契約締結することを想定しておりますが、一括で受諾可能な事業者からの情報提供がないなどRFIの結果によっては、業務単位で複数の事業者と一部の帳票を契約する場合があります。ただし、様式４－２で作業区分が「ブランク納品」と「印刷発送」とされている同一の帳票を、異なる事業者と契約することは想定しておりません。
- 運用開始後に、対象業務に係る標準仕様書が変更となったことによる、データレイアウトの変更や帳票様式の変更は、帳票毎の業務担当者で構成する伊勢原市行政情報化推進委員会の下部組織である基幹系システム部会が仕様書を作成します。

(4) 帳票作成業務

- 契約期間は、契約締結日から令和７年１１月３０日までとします。
- 帳票作成業務は、様式４－２の帳票設計が「委託」とした帳票が対象です。
- 本市から提供する現行の連続帳票サンプル（全ページ共通の版面のデータ又は紙面）及びデジタル庁ホームページで公開されている対象業務の標準仕様書をもとに、新たなA４単票帳票及び封筒を御提案頂きます。
- 帳票作成業務は、様式４－２の帳票設計で「委託」とした帳票は、次のとおりです。

業務	帳票 ID	帳票名称
市県民税納税通知書	A06-1	市県民税納税通知書 一般（当初）
	A07-1	市県民税納税通知書 年金特徴（当初）
	A08-1	市県民税納税通知書 口座振替（当初）
固定資産税・都市計画 税 納税通知書	B01-1	固定資産税・都市計画税 納税通知書（土地・家屋）
	B04-1	固定資産税・都市計画税 納税通知書（償却資産）
国民健康保険税通知	024-1	国民健康保険税納入通知書
	026-1	国民健康保険税仮徴収額決定通知書
	027-1	国民健康保険税決定（更正）通知書

- 帳票作成業務には、打合せ、帳票サンプル作成を見積りに含みます。
- 本事業にて作成いただく帳票デザインは発注者へ著作権を譲渡するものとし、また、発注者は他団体にデザインを提供し使用させることができますものとしします。

(5) 印刷発送業務

- 伊勢原市基幹系業務システムの標準化に係る移行計画及びデジタル庁が作成する標準仕様書の改版等により運用開始時期が変更となっても、契約終了日は令和12年11月30日とします。
- 単価契約は令和12年11月30日までとしますが、令和8年度（令和8年4月）以降の支払い分について、経済情勢に変動（貨幣価値や為替相場の急激な変動に伴う原価の変動等）が生じることにより、契約額が不相当になったと判断し、受注者が示した具体的かつ合理的な理由及び変更額を前年度の8月末までに当市に通知するとともに、当市が合意した場合については、契約額を変更することができるものとしします。

ア 専用紙及び封筒

- 用紙種別を「専用紙」とした帳票のうち、前項の帳票作成業務の対象の場合は、その様式を使用します。また、帳票設計を「市」としたものは現行帳票と同様、また、帳票設計を「市（汎用）」としたものは、市が定めた伊勢原市共通封筒・帳票デザインを基に作成いただきます。
- 様式4-2にて帳票設計に記載がなく用紙種別を「専用紙」とした帳票は、現行帳票と同様のデザインを作成いただきます。
- 封筒の形状は「窓付き封筒」とされておりますが、封筒へのオンデマンド印刷に変更していただくことも許容します。

イ データの受け渡し方法

- 市が提供するデータを事業者が受け取る方式について、LGWAN-ASPなどセキュリティに配慮した環境の利用やデータの暗号化など御提案いただきます。なお、市が提供するデータの授受については、機密性の高い情報を取り扱う点に留意してください。
- 標準仕様書において、データ連携の基本はテキスト形式（CSV形式）とされていることから、帳票データのデータ形式はCSV形式を想定しておりますが、文字やバーコード等の確実性や印刷発送委託事業者の負担に配慮し、汎用紙に印刷する帳

票や、現時点で業務ベンダから標準オプション機能である PDF 出力も可能と回答があったことから、今回の R F I においては、(選挙の入場整理券を除く) すべて PDF 形式に統一しております。

○帳票データと併せて、次の項目を含む、発送リスト (CSV 形式又は EXCEL 形式) を必ず提供します。

・一連番号、郵便番号、住所、宛名

同封物 (宛先毎に同封物が変わることがあります)、引抜対象フラグ

○CSV 形式の帳票データの場合の仕様は次のとおりです。

○帳票データの CSV ファイルの文字コードは UTF-8 とします。併せて、フォントファイル (行政事務標準文字) 及び市長印等印影画像ファイルを提供します。なお、外字はありません。

○カスタマーバーコード、コンビニ収納用バーコード、地方税統一 QR コードなど二次元バーコードについては、コードの値を CSV ファイルの項目に含みます。

○引き抜きデータは、発送リストの引抜対象フラグにデータをセットして提供します。

ウ セキュリティ対策

○印刷発送委託については、「封入誤り」や「情報漏洩」の危険性から、疑問視をする職員も多く見られます。機密性が高い業務委託となることから、情報セキュリティ対策 (職員教育、入退室管理状況、データ管理方法など) についてもご説明をお願いします。

エ 封かん・発送

○印刷発送業務にはデータの授受、印刷及び納品物の運搬に係る経費も見積りに含みます。なお、納品先が郵便局のものについて、郵便局に支払う郵送料は、伊勢原市が負担します。

○発送日を 0 日として、市が帳票データ及び引き抜きデータを提供する日が、発送日から何営業日前とする必要があるか御提案いただきます。

	n 日前	n-1 日前	…	1 日前	0 日
伊勢原市	データ提供 ↓			引抜データ ↓	ブランク等 ↑
事業者	印刷開始		封かん	引抜処理	発送

※データ提供は 9 営業日前以内、引抜データの提供は 3 営業日前以内とする

※営業日の定義については、様式 4-1 共通事項提案 21 で回答をお願いします

○引き抜きデータの提供は、帳票データの提供時と、発送前の 2 回とします。

○引き抜いた通知物は、ブランク等と一緒に市に納品することとします。

○同封物のうち、国や県が作成する帳票など、市が用意する同封物については、受託事業者が、事前に伊勢原市役所で受け取ることを想定しております。

オ MPN 試験

○コンビニエンスストア及び郵便局審査 (以下、「MPN 試験」という) を行うため、印刷発送委託対象の納付書については、サンプルデータをもとに、印字テストを令和 7 年 8 月までに実施していただきます。

(6) 伊勢原市共通封筒・帳票作成

○契約期間は、令和7年12月1日から令和12年11月30日までとします。

○基本的に、年1回（毎年12月上旬）に一括納品をいただく想定です。

○対象の帳票及び封筒は、次のとおりです。

- ・納付書（14inch × 4.5inch）
- ・納付書付き圧着用紙（290mm×148mm）
- ・圧着用紙（295mm×148mm）
- ・洋長3窓付き封筒（235mm×120mm） ※フラップ及び糊形状が異なる3種類

○次の帳票については、帳票IDが異なる場合でも、同一の帳票です。それ以外の帳票及び封筒については、形状は同一ですが、所属及び業務毎に課名等印字内容が異なります。

- ・納付書付き圧着用紙（290mm×148mm）
- ・圧着用紙（295mm×148mm）

○年度の途中で、帳票が不足した場合など、一括納品とは異なる時期に調達する場合は、本契約とは別に業務担当部署と単価契約を締結する想定です。

○納付書のMPN試験や、システムベンダーの印字テスト、封入封函機の動作検証を実施するため、令和7年7月までに対象の帳票及び封筒のサンプルを納品していただきます（それぞれ200枚程度を想定）。

4 スケジュール

本契約に伴うスケジュールは、図1のとおりです。

		令和7年度				令和8～11年度				令和12年度			
		4-6	7-9	10-12	1-3					4-6	7-9	10-12	1-3
全体		●プロポーザル								※帳票① 郵便局等事前審査を要する納付書 帳票② それ以外の帳票			
				▲運用開始									
伊勢原市				↔郵便局・コンビニバーコード・郵便局審査（帳票①）									
システムベンダー			↔テストデータ作成										
			↔印字調整（帳票①）										
			↔印字調整（帳票②）										
調達 範囲	帳票作成業務 契約期間（委託契約） 令和7年4月頃～12月31日		↔帳票作成										
	印刷発送業務 契約期間（単価契約） 令和7年12月1日～ 令和12年11月30日		↔帳票①作成テスト	↔帳票②作成テスト									
						データ授受環境の利用							
						帳票印刷・発送							

図1 本契約に係る想定スケジュール

5 提供依頼要領

(1) 情報提供依頼受諾及び資料の請求

貴社が、本市のRFIに応じ、検討される場合には、資料を提供しますので次のとおり手続きをお願いします。

(2) 提出方法・提出先

「(様式1)情報提供依頼受諾書」に、事業者名、所在地、連絡先等を記載し、電子メールで令和6年5月22日(水)17時までに御提出ください。

- ・メール jyouhou-system@isehara-city.jp
- ・担当 伊勢原市 企画部 デジタル推進課 橋本・庄司

※メールの件名は、次のとおりとしてください

「基幹系業務システム出力帳票等印刷業務委託に係る情報提供依頼受諾(事業者名)」

(3) 伊勢原市からの情報提供

情報提供依頼受諾書により参加表明を頂いた事業者には、全帳票の現行帳票サンプル(版面PDF)を提供します。

※標準化で様式が変更となるものも現行の様式での提供となります。

※一部汎用紙かつPDFで提供するものは、標準化後に追加される帳票など提供できないものもあります。

(4) 辞退届

「(様式1)情報提供依頼受諾書」を提出し、RFIへの参加表明を行った事業者が、回答が困難等の理由で情報提供を辞退する場合には、「(様式2)RFI参加辞退届」を令和6年5月29日(水)17時までに提出してください。

(5) 質問受付

貴社が、本市のRFIに参加を表明し、RFIの内容に確認事項がある場合には、次のとおり手続きをお願いします。なお、来庁又はお電話による個別の質問に対してはお答えできかねますので御了承ください。

(6) 提出方法・提出先

「(様式3)RFI質問票」に、事業者名、質問内容等を記載し、電子メールで令和6年5月29日(水)17時までに御提出ください。

- ・メール jyouhou-system@isehara-city.jp
- ・担当 伊勢原市 企画部 デジタル推進課 橋本・庄司

※メールの件名は、次のとおりとしてください

「基幹系業務システム出力帳票等印刷業務委託に係る質問票(事業所名)」

(7) 伊勢原市からの情報提供

情報提供基準の均質化を図る観点から、各事業者からいただいた質問事項とその回答については、集約した上で資料を請求された全事業者にメールでお送りします(事業者名は公開しません。)

(8) 情報提供依頼回答書の提出

情報提供に当たっては、様式4を御提出ください。

ア 期限

令和6年6月14日（金）17時まで

イ 提出方法

「(様式4) 帳票等印刷発送業務委託の基礎調査」に、事業者名、質問内容等を記載し、電子メールで令和6年6月14日（金）17時までに御提出ください。

・メール jyouhou-system@isehara-city.jp

・担当 伊勢原市 企画部 デジタル推進課 橋本・庄司

※メールの件名は、次のとおりとしてください

「基幹系業務システム出力帳票等印刷業務委託に係る回答書（事業者名）」

次の情報について、情報提供を依頼します。標準化に係る伊勢原市の方針については「(別紙2) 標準準拠システム利用方針」で詳細を御確認いただき、それに順じたスケジュールでの情報提供をお願いします。

No.	情報提供依頼項目	内容	回答様式
1	共通事項	印刷発送委託事業に係る提案情報をご回答ください。 回答いただく個所は、D列です。必要に応じて別紙を追加してください。	(様式4-1) 共通事項提案
2	業務別提案	基幹業務システムから出力する通知業務別の提案についてご回答ください。 回答いただく個所は、BG列～BJ列です。	(様式4-2) 業務別提案

ウ 伊勢原市提供資料一覧

情報提供を依頼するに当たり、伊勢原市が提供する資料は次のとおりです。

資料名	説明	回答要否	備考
情報提供依頼書	本書		
(様式1) 伊勢原市情報提供依頼受諾書	本RFIへの参加を表明いただく書類		
(様式2) RFI参加辞退届	本RFIへの参加表明を行った事業者が、回答が困難等の理由で情報提供を辞退する場合に提出する文書		※
(様式3) RFI質問票	伊勢原市提供資料に対して、貴社から質問がある場合に記入いただく書類		※
(様式4) 帳票等印刷発送業務委託の基礎調査	伊勢原市からの調査事項に対して、回答を記載いただく様式	○	※
(別紙1) 伊勢原市基幹系業務システムの標準化に係る移行計画書（1.1版）	基幹系業務システムの標準化に係る移行計画書（本文のみ）		※

※参加表明があった事業者に限り提供予定

(9) 注意事項

ア 様式について

原則「4 伊勢原市提供資料一覧」の資料上の所定の欄に記入ください。

なお、提供資料上に書ききれない場合や図表を用いた提案を提出いただける場合は、任意の様式でも結構です。電子データは、Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint、Adobe Acrobat Reader のいずれかで開くことのできる形式で作成してください。また、サイズは基本A4版（縦・横は自由）としてください。ただし、必要に応じてA3版（縦・横は自由）も可とします。

イ 電子メールでの送付について

本市あて電子メールは、1通あたり15MBの容量制限がありますので、15MBを超える場合は添付資料を分割する等により送信してください。

なお、データ容量が多く電子メールの送信が困難な場合は、電子媒体（CD-ROMに限る）を持参又は郵送等によりご対応ください。

提出先メールアドレス jyouhou-system@isehara-city.jp

表題 伊基幹系業務システム出力帳票等印刷業務委託に係る{区分※}（事業者名）

{区分※}「情報提供依頼受諾」「辞退届」「質問票」「回答書」のいずれか

ウ 用語について

用語、表現は一般的に使用されているものを用い、可能な限りシステム管理業務経験のない一般職員でも理解可能な平易な表現を使用してください。専門用語を使用しなければ説明できない場合には、注釈をつけてください。貴社独自の開発技法・製品を用いる場合には、平易な表現による注記をつけてください。

エ 情報提供依頼回答書に対するヒアリング

提出していただいた情報提供依頼回答書につきましては、本市職員及び本業務に関する支援業務の受託事業者にて点検させていただき、その内容について必要に応じてヒアリングをさせていただく場合がございますので、御協力の程よろしく願います。

6 今後の予定について

今後、本RFIに係る回答内容を踏まえ、令和7年3月頃にRFPを実施する予定です。

7 留意事項

○本RFIにおいて本市が提供した資料は、本RFIに関する作業以外の目的で使用しないでください。また、本市の許可なく複写又は複製しないでください。

○本RFIは、今後の調達等における契約行為に対して何ら影響を及ぼすものではありません。

- 本R F Iに係る一切の費用は、貴社にてご負担くださるようお願いします。
- 提供を受けた資料等については、本市関係部門における検討のほか、国への状況報告・課題報告のために利用させていただく場合があります。なお、提出いただいた資料は返却いたしませんのでご了承ください。

《お問い合わせ先》

〒259-1188

伊勢原市田中348

伊勢原市企画部デジタル推進課

電話 0463-94-4550

電子メール jyouhou-system@isehara-city.jp